資料３

地方独立行政法人制度の概要

１　定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

２　対象業務　※ いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

（１）試験研究

（２）大学の設置・管理

（３）公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）

（４）社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業等）

（５）その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

３　設立手続

設立団体（以下、吹田市）が議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事（大阪府知事）が認可。

４　財産的基礎等

（１）出資者は地方公共団体に限る。

（２）吹田市の一定の権利・義務は当該法人が承継。

５　役職員の身分等

（１）業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。

（２）設立団体から法人への職員の引継、退職手当の通算等について、適切に手当て。

（３）理事長及び監事は吹田市長が任命・解任。

（４）その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

６　目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務づけ。

（１）中期目標（3～5 年）は、吹田市長が議会の議決を経て定める。

（２）中期計画（3～5 年）は、法人が作成し、吹田市長が議会の議決を経て認可。

（３）年度計画は、法人が作成し、吹田市長に届出。

（１）～（３）はいずれも公表。

（４）法人は、中期目標に係る事業報告書を吹田市長に提出。

（５）評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・吹田市長に通知し、公表。

（６）吹田市長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。

（７）中期目標期間終了時に、吹田市長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

７　財務及び会計

（１）原則として企業会計原則による。

（２）法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。吹田市長が承認。

（３）毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

８　財源措置等

（１）法人の業務運営に必要な金額を吹田市から交付できる。

（２）設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。

（３）法人が料金を徴収する場合、その上限について吹田市長が議会の議決を経て行う認可が必要。

（４）重要な財産の処分等には吹田市長が議会の議決を経て行う認可が必要。

９　特例規定（公営企業に相当する事業）

（１）中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。

（２）事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

１０　その他

（１）吹田市長及び認可権者（大阪府知事）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。

（２）法人は、吹田市が議会の議決を経たうえで、大阪府知事の認可を受け解散し清算手続を行う。